

医療法人決算届

令和 8 年 6 月 25 日

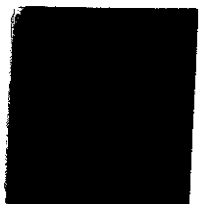
群馬県知事 殿

主たる事務所 群馬県前橋市日吉町四丁目45番地1

所在地 同 上

名称 医療法人社団一郎会
狩野外科医院

理事長 狩野 貴之



医療法第52条第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書（様式5号）
- 6 決算を承認した社員総会（理事会）の議事録の写し
- 7 監事の監査報告書

様式1

事業報告書

(自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団一郎会 狩野外科医院
① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
② ☐ 社団医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☐ その他
③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 群馬県前橋市日吉町四丁目45番地1
- (3) 設立認可年月日 平成18年 6月28日
- (4) 設立登記年月日 平成18年 7月13日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	狩野 貴之	狩野外科医院 管理者
理 事	狩野 智子	
同	茂木 健次	
監 事	中西 保之	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所
診 療 所	狩野外科医院 00712	群馬県前橋市日吉町四丁目45番地1 1010111704

- (2) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務） なし

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和7年 5月25日 令和6年度決算の決定

- (4) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

- 1) 令和7年8月 マンモモグラフィパネル交換 6,270,000 円
2) 同月 超音波診断装置 ALITTA 650DISE 3,795,000 円

法人名 医療法人社団一郎会 狩野外科医院

所在地 群馬県前橋市日吉町四丁目45番地1

財 産 目 録

(令和 8年 3月31日現在)

1. 資 産 額	39,888千円
2. 負 債 額	35,901千円
3. 純資産額	3,987千円

(内 訳)		単位 : 千円
区 分		金 額
A. 流 動 資 産		12,816
B. 固 定 資 産(有形)		24,516
C. その他の資産		2,556
D. 資 産 合 計 (A+B+C)		39,888
E. 負 債 合 計		35,901
F. 純 資 産 (D- E)		3,987

土 地	■ 賃借
建 物	■ 賃借

様式3-4

法人名 医療法人社団 一郎会 狩野外科医院

所在地 群馬県前橋市日吉四丁目45-1

貸借対照表

(令和 8年 3月31日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動 資産	12,816	I 流動 負債	1,157
II 固定 資産	27,072	II 固定 負債	34,744
		負債合計	35,901
		純資産の部	
1 有形固定資産	21,516	科 目	金 額
2 無形固定資産	0	I 資本金	10,000
3 その他の資産	2,556	II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	-6,021
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	3,987
資産合計	39,888	負債・純資産合計	39,888

法人名 医療法人社団一郎会 狩野外科医院

所在地 群馬県前橋市日吉町四丁目45-1

※医療法人整理番号 0 0 7 1 2

損 益 計 算 書

(自 令和7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	84,805
2 事業費用	87,271
本来業務事業利益	-2,466
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	-2,466
II 事業外収益	112
III 事業外費用	436
経常利益	-2,789
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	-2,789
当期純利益	-2,789

様式5

法人名 医療法人社団 一都会 狩野外科医院
所在地 前橋市日吉町四丁目45番地1

※医療法人整理番号 0 0 7 1 2

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

令和7年4月～令和8年3月

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※

法第51条第1項に定める関係事業者との取引は該当がありませんでした

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※

法第51条第1項に定める関係事業者との取引は該当がありませんでした

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 一郎会
狩 野 外 科 医 院
理 事 長 狩 野 貴 之 殿

私は、医療法人社団 一郎会 狩野外科医院の令和7年会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 25 日

医療法人社団 一郎会

